

～ 保護者説明会等で使用します。一年間大切に保管してください。～

## 令和8年度 放課後児童クラブ 入会申込みについて

令和8年度の放課後児童クラブについて、次のとおり入会申込みを受付けます。入会を希望される方は、手続きをお願いします。

自動更新ではありません。令和7年度利用中の方も申込みが必要です。

### 放課後児童クラブとは

保護者等が昼間、就労等で自宅にいないご家庭の小学生児童を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図るもので

### 入会の要件

- ・西条市内の小学校に在籍していること。
  - ・保護者および18歳以上65歳未満の同居家族が裏面「入会を必要とする理由」に該当すること。
- \*同居とは、世帯分離・同じ敷地の2世帯住宅や離れ住宅を含みます。
- ・前年度までの保護者負担金に未納がないこと。

### 申込方法

#### ■入会申込書の受付期間

令和7年12月10日（水）～12月24日（水）

\*4月1日から利用の方は、必ずこの期間内に申込をしてください。

#### ■提出場所

各小学校区の児童クラブ（月～土曜日の活動時間中）

市役所本庁新館4階学校政策課（月～金曜日の8:30～17:15）

#### ■提出書類

- ① 児童クラブ入会申込書
- ② 同意書兼誓約書
- ③ 児童手当に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書  

\*3か月以上保護者負担金を滞納された場合、児童手当から徴収いたします。
- ④ 保護者および18歳以上65歳未満の同居家族の就労証明書等  

\*裏面の「入会を必要とする理由」必要書類チェックリストで確認してください。
- ⑤ 非課税証明書  

\*令和7年1月1日時点で西条市に住所がなく非課税の方は、前住所地で非課税証明書を取得し提出してください。提出がない場合は課税世帯の判定となります。

申請書ダウンロードは  
こちら



## 「入会を必要とする理由」必要書類チェックリスト

\*令和8年度保育園等入所申込をされている世帯は、児童クラブに提出する就労証明書等は写し（コピー）でもかまいません。

\*令和8年度中に65歳以上になる同居者（祖父母等）の方は、就労証明書等は不要です。

\*勤務状況が変更になった場合は、速やかに新しい就労証明書を提出してください。

\*求職活動を理由とした入会はできません。

入会を必要とする理由	必要な書類
就労中の場合 (会社員・内職・法人自営業)	1.就労証明書
就労中の場合 (自営業)	1.就労証明書 2.確定申告書等以下の書類のいずれか  自営業等中心者：①～④いずれかのコピー ① 確定申告書 ② 開業届 ③ 営業許可証 ④ 売り上げや収支がわかる書類  自営業等協力者：①～⑤いずれかのコピー ① 確定申告書（中心者の屋号・氏名が確認できるページ および専従者に関する事項が確認できるページ） ② 青色事業専従者給与に関する届け出・変更届 ③ 協力者の源泉徴収票 ④ 紙与明細（代表者が証明するもの） ⑤ 自営業中心者の①～④いずれか
保護者が就学中の場合	1.家庭状況申立書 2.在学証明書または、合格証明書 3.カリキュラム等（ない場合は家庭状況申立書裏面のタイムスケジュールを記入）
保護者が病気等の場合	1.家庭状況申立書 2.診断書（家庭内保育が困難である旨の記載があり、申請日時点での成後6ヶ月以内のもの） 身体障害者手帳コピー、療育手帳コピー、その他書類 (2については、いずれかの書類)
介護（看護）の場合	1.家庭状況申立書 2.家庭状況申立書裏面のタイムスケジュール 3.診断書、身体障害者手帳コピー、療育手帳コピー、介護保険被保険者証コピー、その他書類 (3については、介護・看護状況がわかる、いずれかの書類)
妊娠・出産の場合 (予定日を基準とする 産前2か月、産後2か月)	1.家庭状況申立書 2.母子健康手帳のコピー（保護者名が記載された表紙と出産予定日が記載されたページ）

\*兄弟姉妹で入会する場合は、上記②③④⑤の書類は1枚の提出でかまいません。

\*書類不足は受付できません。証明書等が遅れる場合はご相談ください。

### ■入会の決定

入会決定は先着順ではありません。提出書類の審査後、入会決定を行います。

入会決定通知書は、令和8年2月中旬に各家庭へ送付する予定です。電話での問い合わせにはお答えできません。

年度途中でも受付できる場合がありますのでご相談ください。

### ■入会期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

### 【問合せ先】

西条市教育委員会事務局 学校政策課 地域学校協働係（新館4階）

TEL 0897-52-1728



## 開設場所・定員

	クラブ名	開設場所	定員	電話番号
西条	西条児童クラブ	西条小学校	80	0897-55-0628
	神拝児童クラブ	神拝小学校	80	0897-56-3156
	大町児童クラブ	大町小学校	100	0897-53-8990
	玉津児童クラブ	玉津小学校	100	0897-53-3007 (A) 0897-53-3714 (B)
	飯岡児童クラブ	飯岡小学校	40	0897-53-1813
	神戸児童クラブ	神戸小学校	40	0897-56-2786
<u>令和8年1月下旬から10月頃までは、校舎改修工事の為プレハブ校舎内で実施します。</u>				
東予	橘児童クラブ	橘小学校	20	0897-57-9678
	禎瑞児童クラブ	禎瑞小学校	25	0897-57-9277
	氷見児童クラブ	氷見小学校	40	0897-57-6062
丹原	周布児童クラブ	周布小学校	40	0898-68-7622
	吉井児童クラブ	吉井小学校	40	0898-64-3211
	多賀児童クラブ	多賀小学校	50	0898-64-2550
	壬生川児童クラブ	壬生川小学校	55	0898-64-2881
	国安児童クラブ	国安小学校	50	0898-66-5188
	吉岡児童クラブ	東予西児童館	40	0898-66-5308
	三芳児童クラブ	東予北地域交流センター	50	0898-66-0223
	楠河児童クラブ	楠河小学校	50	0898-66-5110
	庄内児童クラブ	旧庄内幼稚園	35	0898-66-2736
小松	丹原児童クラブ	丹原小学校	75	0898-76-2467
	中川児童クラブ	中川小学校	90	0898-75-3370
	田野児童クラブ	田野公民館	25	0898-68-5130
	徳田児童クラブ	徳田公民館	65	0898-68-7911
	田滝児童クラブ	田滝小学校	20	0898-68-8980
	小松児童クラブ	小松小学校	50	0898-72-3990
	石根児童クラブ	石根公民館	35	0898-72-3625

## 児童クラブの概要

### ■開所時間

学校授業日：放課後から午後6時まで



学校休業日：午前7時30分から午後6時まで

\*土曜日や夏休み等の長期休暇、学校行事(参観日、運動会等)での振替休業日も開設します。

\*児童クラブが利用できるのは、就労証明書等で証明されている時間です。仕事が休みの日や、就労等以外の理由「家庭の用事、兄弟等の行事等」では利用できません。

\*閉所時間は午後6時です。就労終了後は速やかにお迎えをお願いします。

\*就労時間を長時間過ぎてのお迎えや、児童の希望による遅い時間のお迎えはできません。

\*安全確保のため原則児童クラブ教室までのお迎えをお願いします。どうしてもお迎えが困難な場合は、以下の時間までは児童一人での帰宅を可能としますので、連絡ノートに記入してください。

4月～10月 午後5時

11月～3月 午後4時30分



### ■閉所日

①日曜日及び国民の祝日

②年末・年始（12月29日～1月3日）

③台風・集団風邪等の場合で、学校が臨時休校となった時

④登校後に警報等の発表により途中下校となった時

⑤その他、市長が定める日

\*利用児童がいない場合は閉所する場合があります。

\*長期休暇等学校休業日は、午前7時の時点で警報等の発表がある場合は閉所となります。その後、警報が解除されても閉所しません。

\*警報等での閉所については、マチコミメールでお知らせします。必ず登録をお願いします。

登録方法は、入会決定通知書に同封します。

#### 【お祭り期間の閉所について】

通行規制及びお祭り運行により学校への出入りが難しい場合は、児童の安全を第一に考え閉所となります。

#### 【参考 令和7年度閉所クラブ】

西条・神拝・大町・玉津AB  
飯岡・神戸・橋・氷見

### ■土曜日の合同実施について

西条地区 橋児童クラブは氷見児童クラブで合同実施

丹原地区 徳田児童クラブ・田野児童クラブは丹原児童クラブで合同実施

\*利用状況によっては、他の児童クラブも合同実施になる場合があります。

### ■連絡ノートについて

- ・初めて入会する児童（特に新1年生）は、必ず事前に親子で見学し、連絡ノートをお受け取りください。その際に利用に関する詳しい内容について指導員より説明いたします。
- ・利用時には、お迎えの時間やお迎えに来られる人などを記入し、児童に持たせてください。連絡ノートを忘れたり記入がないときは、利用できない場合があります。

## ■外出について

原則、一度児童クラブを退所したら戻ってすることはできません。

\*児童クラブの近隣の施設（公民館等）で行われる子ども教室・未来塾等への参加は可能です。

参加を希望される方は、児童クラブ指導員へご相談下さい。

\*外出中は児童クラブ活動外になり保険適用外になりますので、保護者の責任での外出となります。

\*公民館が遠い場合や、悪天候やルールが守れない場合は、参加を中止することがあります。

\*学習塾やスポーツ教室など、個人の習い事のために児童クラブを退所された場合は、帰宅扱いとなり、当日に再度児童クラブへ戻ることはできません。

## ■保護者負担金について

	月額（8月以外）	月額（8月）
市民税課税世帯	3,000 円	6,000 円
市民税非課税世帯	1,500 円	3,000 円
2人目以降の児童（同月利用の場合のみ）	1,500 円	3,000 円
生活保護世帯	0 円	0 円

## ■保護者負担金額の決定について

父母・扶養義務者の市民税の課税状況で決定します。

\*世帯状況や課税状況の変更により、負担金額の見直しを希望される場合は、申請が必要です。

変更は申請された翌月からの適用となりますので、必ずご連絡ください。

### 令和8年4月～令和8年8月の負担金額

- ・令和7年度市民税（令和6年収入分）を基準に判定します。
- ・令和7年1月1日時点で西条市に住所がない方で、非課税の方は、前住所地の市区町村で非課税証明書を取得し、提出してください。
- 提出がない場合は、課税世帯として取り扱いますのでご注意ください。

### 令和8年9月～令和9年3月の負担金額

- ・令和8年度市民税（令和7年収入分）を基準に判定します。

## ■保護者負担金についての注意事項

- ・保護者負担金は、原則として口座振替でのお支払いとなります。

新たに口座登録をされる方は、決定通知書に同封の「西条市口座振替依頼書」を金融機関にご提出ください。ご提出いただいた翌月より、口座振替が開始されます。

- ・前年度などに口座登録をされている方は、引き続き同じ口座からの引き落としとなります。

口座を変更される場合は、「西条市口座振替依頼書」を金融機関にご提出ください。

- ・月の途中での入会・退会または休会・再開があった場合でも、利用料の日割計算は行いません。

## ■再開届、退会・休会届について

児童クラブおよび学校政策課にあります届出用紙、または入力フォームから届出してください。



再開届



退会・休会届



利用月に応じて保護者負担金がかかります。利用しない月がある場合は、前月の25日までに休会届を提出してください。

25日以降に休会届を提出した場合は、利用がなくても保護者負担金がかかります。

例：5月1日から休会する場合

4月25日までに休会届を提出→5月分の保護者負担金はかかりません。

4月26日以降に休会届を提出→5月分の保護者負担金がかかります。

通年利用で申込をされている方は、休会届の提出後、再開届の提出があるまで休会が継続します。

再度児童クラブを利用するときは、利用前日までに再開届を提出してください。

### QRコードからの届出の記入例

休会：記入した日付から休会になります。

Q7. 休会開始日を入力してください。 必須

2026-8-1

\*休会開始日が月の途中となる場合は、その月の保護者負担金のお支払いが必要です

退会：記入した日付で利用終了になります。

Q6. 退会日を入力してください。 必須

2026-7-31

\*退会日が月の途中となる場合は、その月の保護者負担金のお支払いが必要です

再開：記入した日付から利用可能です。

Q5. 再開日を入力してください。 必須

2026-9-1

\*再開日以後は、その月から保護者負担金のお支払いが必要となります。

### ※きょうだいがいる場合の休会届等の提出方法

児童一人ひとりの届出が必要です。

きょうだいの有無を記入しただけでは休会、退会等にはなりませんので、ご注意ください。

## 長期休暇利用のみなさまへ

### ※長期休暇利用の方は休会届の記入方法が異なりますのでご注意ください

- ・長期休暇利用登録の方は、団を付けた月のみ負担金がかかります。

長期休暇以外の月は負担金がかからない為、休会届は不要です。

- ・登録した月を休会する場合のみ、前月の25日までに休会届を提出してください。

### QRコードからの届出の場合

Q8の「退会・休会の理由を入力してください。」に休会する月を入力してください。記入された月のみ休会となります。

#### Q7. 休会開始日を入力してください。 必須

2026-8-1

\*休会開始日が月の途中となる場合は、その月の保護者負担金のお支払いが必要です

#### Q8. 退会・休会の理由を入力してください。

例1) 8月休会します。 ➡ 8月のみ休会となり、12月1月3月は利用登録継続

例2) 8月12月1月3月休会します。 ➡ 8月以降がすべて休会

0 / 60000

### 休会届用紙で届出の場合

退会・休会する具体的理由の欄に、休会する月を記入して下さい。記入した月のみ休会となります。

休会開始日	令和8年8月1日から休会
退会・休会する具体的理由	例1) 8月休会します。 ➡ 8月のみ休会となり、12月1月3月は利用登録継続
	例2) 8月12月1月3月休会します。 ➡ 8月以降がすべて休会

※QRコードでの申請は、25日深夜0時に日付が変わるもので有効です。26日になりましたら、翌々月から利用料金がかからなくなります。

※25日が休日であっても、申請期限が翌日以降になることはありません。



## ■学習時間について

宿題や自習、読書などに取り組む学習活動の時間を確保しています。

児童が自主的に学習できるよう、環境を整えたり声かけを行い、習慣づけの指導をしています。

宿題の進み具合や内容については、ご家庭でもご確認をお願いいたします。

下校時刻が遅くなかった場合、学習時間が十分に確保できないことがありますのでご了承ください。

## ■お弁当について

学校の休業日や短縮授業日など、給食のない日にはお弁当のご用意をお願いします

おやつについては、各クラブでご確認ください。

(安全のため、大玉あめ、ガム、こんにゃくゼリー、棒付き菓子、マシュマロはご遠慮ください。)

学校と同様に、お茶を持参してください。特に学校休業日や夏季休暇は多めのご用意をお願いいたします。

※原則として、クラブからお茶の補充はできませんのでご了承ください。



## ■児童の怪我や体調が変化した場合について

- ・活動中の事故に備え、スポーツ安全保険に加入しています。
- ・事故等が発生した場合は、緊急連絡先へご連絡いたしますので、お迎えをお願いいたします。
- ・緊急連絡先には、必ず連絡がとれる電話番号をご記入ください。
- ・児童クラブの指導員が投薬を行うことはできません。アレルギー等で緊急時の対応が必要な場合は、事前にご相談ください。

## ■その他

・申込後ほとんど利用のない方がいます。本当に利用を希望される方が入会できない場合がありますので「とりあえず入会」は固くお断りします。長期間休会が続く場合は、退会となることがありますのでご了承ください。

・指導員の指導に従わず、他の児童に対して危険な行為や迷惑行為を繰り返す場合は、活動中であっても保護者へ連絡し、お迎えをお願いすることがあります。

また、頻繁に同様の行為が繰り返され、運営に支障をきたす場合は、退会となることがありますのでご了承ください。

・新一年生も、4月1日からご利用いただけます。入学前に児童クラブを利用される場合は、安全確保のため、必ず保護者の送迎をお願いいたします。

